

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

	担当課	長寿介護課	検索番号	2-1
法令名	老人福祉法	根拠条項	第19条第1項	
不利益処分	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに対する許可の取消し等			
(根拠規定)				
○老人福祉法 (昭和38年法律第133号) (改善命令等)				
第19条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第17条第1項の基準に適合しなくなったときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第15条第4項の規定による認可を取り消すことができる。				
(処分基準)				
○愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (令和3年愛媛県条例第24号)				
○愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (令和3年愛媛県条例第25号)				
○愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (令和3年愛媛県規則第24号)				
○愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (令和3年愛媛県規則第25号)				
○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について (平成12年老発第214号)				
(その他)				